

〔 令和4年3月16日  
教委要綱 第3号 〕

## 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定により第2期和光市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の素案を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

### (策定委員会の組織等)

第3条 策定委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内関係団体を代表する者 7人以内
- (3) 市内に勤務する者 1人以内
- (4) 市民 1人以内

2 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から前条の規定による報告があった日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。